

第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）策定業務プロポーザルに係る質問事項及び回答
 （ 1枚目／全 1枚）

	質問項目	質疑内容	回答
1	仕様書 1頁 4 業務内容	「温対法及び環境省が定める地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（平成29年3月環境省）（以下「策定マニュアル」という。）等の最新の知見に基づき、業務を遂行すること。」とありますが、「最新の知見」とありますので、例えば地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（Ver1.2）（令和3年3月）のように新たなマニュアル等が公開された場合はそちらの情報をもとに業務を遂行するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書 2頁 4 業務内容－(2)－イ－ (イ) 調査対象施設の選定	「ヒアリング等調査を行う対象施設を数施設選定すること。」とありますが、現状では何施設程度を見込まれているでしょうか。	施設規模・エネルギー使用状況・用途等により、類似する対策が効果的であると考えられる市有施設をグルーピングした上で、施設数も含めてご提案ください。